

URL: <http://www.hijokin.org>  
 email: [info@hijokin.org](mailto:info@hijokin.org)  
 郵便振替 00950-2-203528  
 [関西圏大学非常勤講師組合]

# 非常勤の声

委員長: 新屋敷 健  
 email: [BQE06513@nifty.ne.jp](mailto:BQE06513@nifty.ne.jp)  
 〒542-0012 大阪市中央区谷町  
 7丁目 1-39-102 大私教気付

## プール学院大学で不開講分を全額補償させる！

プール学院大学の非常勤講師Aさんは、履修者が少ないという理由から、2コマ分が不開講にされた。Aさんの相談を受けて、組合は大学と団体交渉を行なった。団交によって分かったことだが、プール学院では、不開講を決める履修者の人数規定がないだけでなく、年度が始まる前に行なったと称する予備調査の結果だけをもとに、まだ履修登録期間も終了していない時期に、教学委員会が勝手に不開講を決めていたのだ。組合はこの手続き上の不備を批判するとともに、非常勤講師は有期雇用であり、使用者側

には契約を遵守する義務が生じること、したがって不開講分の給与を全額補償すべきだと主張した。当初、大学は2か月分の給与しか支払わないと言っていたが、この団交の結果、全額補償させることになった。補償の履行は6月からの予定である。

非常勤の皆さん、不開講の場合は1か月分とか2か月分しか払わないと大学が言ってきたも、団体交渉によって全額補償をさせることが可能です。泣き寝入りはしないように！

(文責 内藤)

### < 学習会のご案内 >

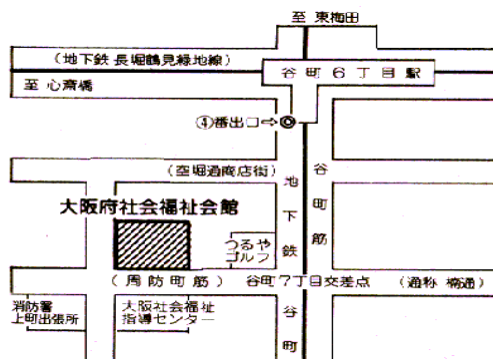
「契約書に1年の有期雇用と書いてあるでしょう。だから来年は来ていただかなくても結構です」と言われたら、どうしますか？「不開講の場合は1か月分だけお支払いします」と言われたら、どうしますか？

こんな場合、法律はどこまで、非常勤講師の味方になってくれるのでしょうか？ 組合で団体交渉をすることは、どれくらい意味のあることだと思いますか？ ちょっと勉強してみませんか？そして泣き寝入りは、もう止めましょう！

時: 7月15日(土) 午後3時~5時  
 所: 大阪社会福祉会館(第7会議室)  
 TEL (06)6762 - 5681

#### 学習会のテーマ

1. 非常勤は一年契約なのに、なぜ雇止め減額を不当だと主張できるのか。
2. 不開講の場合なぜ一年分全額払えと主張できるのか。
3. 法人化後の国公立大での非常勤の権利(就業規則、有給休暇など) (文責・内藤)



[ 谷町線谷町六丁目駅下車 4番出口から徒歩5分 ]

## 非常勤講師労働条件調査アンケートを実施！

当組合では、関西圏の各大学における非常勤講師の労働条件がどのようになっているのかを調査すべく、アンケート調査を実施することにしました。すでに各大学にはアンケート用紙が送付されている。調査項目は以下のとおりであるが、その調査結果をもとに、今後の団体交渉などにかかしていきたくと考えている。

1.非常勤講師数・担当コマ数 2.文部科学省からの補助金額 3.出講案内があるか  
4.就業規則があるか 5.雇用契約書があるか  
6.給与額 7.交通費 8.諸手当があるか  
9.一時金があるか 10.退職金があるか 11.社会保険を適用しているか 12.慶弔・災害見舞いがあるか 13.不開講の場合の扱いについて 14.産児休暇(産休)制度があるか

15.病気休暇制度があるか 16.労災保険を適用しているか 17.健康診断を実施しているか 18.紀要への執筆は可能か 19.授業用メディアを配布しているか 20.学外演習・実習への援助を行なっているか 21.講師控室の備品はどうなっているか。

今回、アンケート用紙を送付した大学は以下のとおりである。

近畿大、関西学院大、大阪経済大、大阪電通大、大阪産大、甲南大、甲南女子大、英知大、四天王寺国際仏教大、神戸女子大、武庫川女子大、神戸松蔭女子学院大学、立命館大、同志社大、京都女子大、大谷大、仏教大(関西大、龍谷大はすでに調査済みなので送付していない。) (文責・内藤)

## 東海地方にも非常勤講師組合を結成します

東海地方に大学非常勤講師組合(東海圏大学非常勤講師組合)を結成します。

まだ設立総会も行っていないが(今秋の予定です)また参加していただけるかたを募っているところですが、今後は非常勤講師の待遇改善のために努めていきたいと思えます。ご支援、よろしくお願いたします。

大学での非常勤講師の置かれた状況は、これまで活動してこられた方々の努力のおかげで、近年ようやく注目され、また改善された面もあります。しかし、非常勤講師の待遇が完全に改善されたわけではありません。私たち非常勤講師は、いまなお待遇に格差のある不平等な雇用で働くことを強いられています。東海圏大学非常勤講師組合は、首都圏大学非常勤講師組合、関西圏

大学非常勤講師組合のみなさんとともに、こうした非常勤講師の置かれた状況の改善を目指します。

どんなかたちでもかまいません、参加していただけるかたを募集しております。東海地方の大学に非常勤で勤めているかた、私たち非常勤講師の置かれた状況を変えるために私たちとともに活動しませんか。設立総会は10月15日(土)か22日(土)の予定です。場所未定です。詳細決まりましたらお知らせします。

東海圏大学非常勤講師組合のホームページのアドレスは

<http://www.hijokin.org/~tokai/> です。

近日完成予定。何かご意見等ありました

ら右の連絡先まで。

繰り返しになりますが、参加していただける方、下記の連絡先にご一報を。

呼びかけ人: 菊地夏野・光沢隆・牛田幸子  
(文責・光沢)

< 連絡先 >

〒467 - 8501

名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1

名古屋市立大学人文社会学部

菊地夏野研究室

電話・ファックス: 052-794-3956 (牛田)

email: toukaihijoukin@yahoogroups.jp

## 立命館アジア太平洋大学 (APU) 解雇争議

### ついに法廷へ！

2006年5月18日、APUを不当解雇された常勤講師が大分地方裁判所に地位保全の仮処分を申請した。

APUは(2000年開学)は、講師募集の際「4年契約の後も定年まで継続的に働ける」という説明をしたが、2005年になって突然常勤講師制度の廃止を決定し、約束は反古となった。

講師たちは、全労連傘下の大分地域労働組合に分会を結成し、5回にわたる団交や労働委員会での斡旋を行ったが、大学は講師使い捨ての方針を改めることなく、講師たちは3月末に解雇されてしまった。

一方APUは「地域労組の主張に対する大学の見解」という公式見解をホームページに発表し、そもそもいつでもクビにできるように有期雇用にしているのだから不当解雇ではないと開き直っている。

(<http://www.apu.ac.jp/home/modules/news/article.php?storyid=278>)

「フロントランナー」を自称する立命館は労働争議でも最前線を走っており、当組

合の、非常勤講師減ゴマ雇い止め問題をはじめ、非正規雇用労働者の使い捨て(ゼネラルユニオン)、正規教職員のボーナス1ヶ月カット(教職員組合)など、あらゆる局面で争議となっている。さらには、語学教育のアウトソーシング(外注化)まで計画しており、このまま労働者軽視の方針を続けるなら、争議は拡大の一途をたどるだろう。

各局面で労働者が立命館に勝利することは、大学全体の、そして日本全体の労働環境に大きな影響を与えるだろう。『非常勤の声』読者のみなさんにもAPU分会の闘いに大きな支援をお願いしたい。

裁判所宛ネット署名にもぜひご協力を  
(<http://university.sub.jp/apu/saiban/>)

他組合関連リンク:

大分地域労働組合APU分会

<http://www.geocities.jp/apuunion/>

ゼネラルユニオン立命館大学支部

<http://www.generalunion.org/rits/>

(文責・遠藤)

夏季カンパのお願い

執行委員長 新屋敷 健

2004年3月に関西圏大学非常勤講師組合が結成され、今年で3年目になります。この間、当組合は一貫して大学で働く非常勤講師の劣悪な労働条件を改善し、誇りを持って働けるよう、文科省交渉や大学との団体交渉など多様な活動を行ってきました。

当組合は、今後もこれらの活動をより広く、活発に行っていこうと考えています。そのためには皆様からのご支援のカンパをぜひとも必要としております。組合の活動にご理解くださり、多くの方がご支援をくださいますように、お願い申し上げます。

郵便振替：00950 - 2 - 203528(加入者名：関西圏大学非常勤講師組合)

**愚痴っていても何も変わらない, 自らの権利を主張しない者を守る法律はない**

## 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、**専業非常勤講師の89%**が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付：sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットにアクセスできる方は組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、インターネットにアクセスできない方は以下の用紙に書き込んでファックス (fax 075-201-1345) で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に			組合員として加入します		賛助会員として加入します	
氏名			氏名のフリガナ			
住所						
Tel		Fax		Email		
専門分野			担当科目			
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)						

組合費：5000円/年(年収150万円未満の方は2000円/年)

賛助会費：1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)